

住区内街路交差点での交通事故の過失相殺について

北海学園大学 正会員 堂柿栄輔
福岡大学 正会員 井上信昭

1. 研究の動機と目的

生活道路である住区内区画道路では、通行機能に対し、アクセス機能や滞留機能がより重視されるが、機能の共存故にいくつかの典型的な交通事故が発生しやすい場所でもある。ここでは、生活道路での交差点事故の過失相殺を例に、立場の異なる交通主体の通行に対する権利意識の違いを、意識調査より分析した。過失相殺は、個々の交通主体の責務を数値として端的に表すものである。

2. 道路交通法と市民規範

一般に、交通の規範は道路交通法であり、参考文献(1),(2)に示される交通事故の過失相殺も、道路交通法の考えを基本とする。しかし、例えば街中での路上駐車時間や、自動車の最高速度は守られないことも多いし、またそのことに対する強い違和感もありない。従って市民感覚での交通規範(常識)と、道路交通法に示される規範には、多少のずれがあると考えられる。交通事故対策として市民意識の啓蒙が重要な施策であるならば、そのずれの程度を知ることは意味のあることであろう。

3. 交通事故の過失相殺に対する市民規範

生活道路での典型的な交差点事故の二例について、各々の過失相殺に対する評価を意識調査より得た。回答者は学生 111 人、高校生 18 人、社会人 9 人の計 138 人である。

(1) 自動車対自動車事故の過失相殺

図 - 1 に示す事故での標準的な過失相殺は、A の過失が 8 割、B の過失は 2 割である。意識調査でこの図を示し、これに対する評価を得た。設問と選択肢を表 - 1 に示す。回答は a) ~ d) の択一であり、「d)」では、被験者が考える過失相殺を数値として記述した。

この回答結果を図 - 2 に示す。80 対 20 なる標準的な過失相殺を妥当と考える割合は 55.0 % と最も高いが、6 割に満たない。一方、一時停止標識側 A により強い

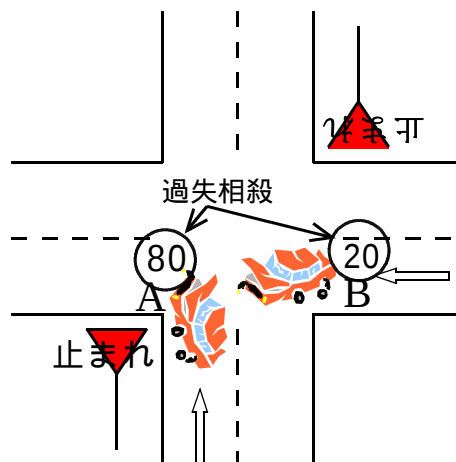


図 - 1 自動車対自動車の事故

表 - 1 設問と選択肢

設問) この割合が妥当と思いますか。

- a) まあまあ妥当
- b) 止まれ無視の自動車の過失 100 : もう一方 0
- c) 止まれ無視の自動車の過失 60 : もう一方 40
- d) 止まれ無視の自動車の過失 () : もう一方 ()

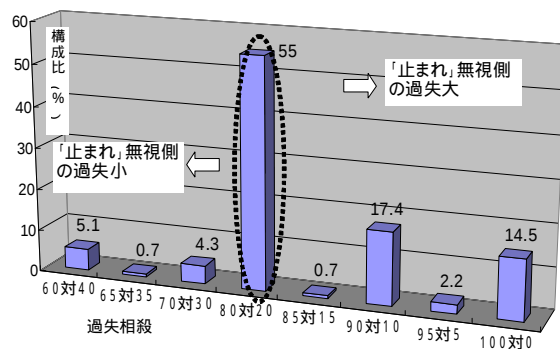


図 - 2 自動車対自動車の過失相殺

注意義務を期待する割合は 34.8 % であるのに対し、B により強い注意義務を課す割合は 10.1 % である。これは交通規範と市民規範のずれである。ここで B に 20 の過失を課す理由は、道路交通法第三十六条第 4 項(車両等は…交差点内を通行するときは、…できるかぎり安全な速度と方法で通行しなければならない)にあり、一時停止標識の有無に関わらず、互いの注意義務が記されている。

一方この評価は、当事者 A の立場で考えるか、B の立場で考えるかで結果は異なることが考えられる。上記の評価での回答の後、表 - 2 の設問を設けた。これを用い、先の単純集計をクロス集計した結果を図 - 3 に示す。

表 - 2 評価の立場についての設問と選択肢

設問)この問題をあなたはおもにどちらの側で考えましたか。

- a) 止まれ無視の自動車
- b) もう一方の自動車
- c) 両方公平に

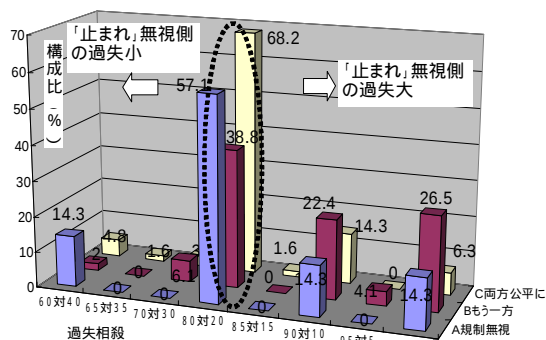


図 - 3 回答の立場による過失相殺の違い

表 - 2 の設問の単純集計では、a) の立場での回答者が 15.2 %、b) が 30.4 %、c) が 41.3 % であり、a) の立場での回答は全体の 1/7 程度であった。また図 - 3 より、A の立場での回答では A の過失を少なく、B の立場での回答では B の過失を少なく判断する傾向があること、c) の立場の回答では、標準値の回答が多くなることが分かった。特に B の立場では、A の過失を標準値よりも大とする割合が 53.0 % であり、過半数が B により大きな注意義務を求めている。

(2) 自動車対自転車事故の過失相殺

同様の状況設定で、一方を自転車に置き換えた場合の評価である。事故の状況設定を図 - 4 に示す。この過失相殺の標準値は自転車 40、自動車 60 である。設問の形式は先の例と同じである。過失相殺の評価結果を図 - 5 に示す。

これに対する評価は先の例に比べ、ばらつきが大きい。標準的な過失相殺 40 対 60 の指示は 29.7 % であるが、自動車により強い過失を期待する 20 対 80 が 18.8 %、逆に自転車により強い過失を期待する 80

対 20 が 21.7 % であり、評価が分かれた。過失相殺のこの様なばらつきは、実際の交通行動では互いに相手に注意義務を期待することとなり、事故の起きやすい状況をつくり出しているのではないかと考えられる。

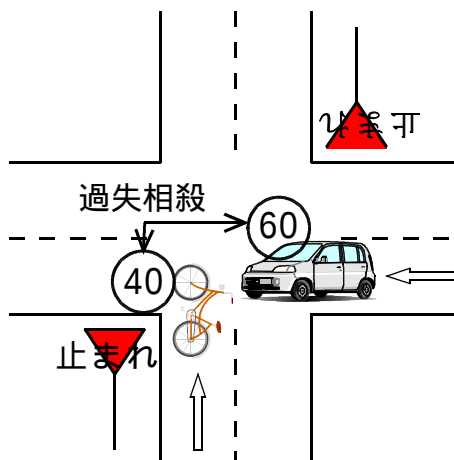


図 - 4 自転車と自動車の事故

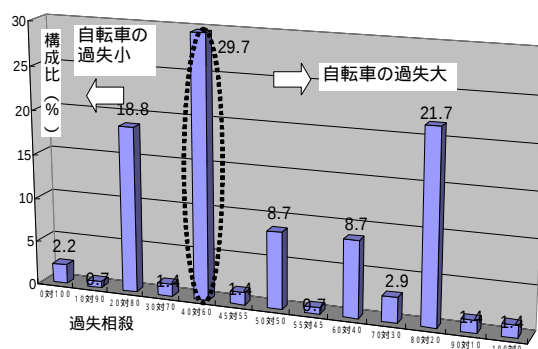


図 - 5 自転車と自動車の過失相殺

4. まとめと課題

本研究は未だ試論の段階であり、意識調査のサンプル数等も少ないが、交通事故での過失相殺の評価について、道路交通法及びこれに準ずる法規と市民感覚のずれを示すことが出来た。今後は意識調査の被験者の増加や、評価事例等の追加により、統計値の信頼性を高めたい。

【参考文献】

- (1) 倉田卓次、宮原守男編：平成 11 年 11 月版交通事故損害賠償必携、新日本法規、平成 11 年 11 月
- (2) 東京地裁民事第 27 部(交通部)編：別冊判例タイムズ No.15 民事訴訟における過失相殺率の認定基準平成 9 年・全訂 3 版、判例タイムズ社、1997 年 11 月
- (3) 交通制度研究会編：平成 16 年版交通小六法、大成出版社、2004 年 8 月
- (4) (社)日本道路協会：道路構造令の解説と運用(改訂版)、平成 16 年 2 月 13 日、丸善株式会社